

令和7年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R8.3.30現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	株式会社下建材 代表取締役 下 浩光	石川県金沢市北袋町い70番地	産業廃棄物収集運搬業 (第2009214502号)	許可取消	R7. 4. 24	令和5年10月7日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）違反により、被処分者及び被処分者の役員の罰金刑が確定した。 このことにより、被処分者及び被処分者の役員が法第7条第5項第4号ニに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号イ及びニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第1号及び第2号該当による取消し）	法第14条の3の2	
2	合同会社葵組 代表社員 川上 葵	東京都中央区日本橋浜町一丁目10番9-801号	産業廃棄物収集運搬業 (第2009230320号)	許可取消	R7. 5. 1	被処分者の役員は、千葉県による産業廃棄物処理業の許可取消処分に係る聴聞通知後に事業廃止の届出をした株式会社サンソー（住所：東京都世田谷区宇奈根二丁目3番7号）の役員であったため、法第7条第5項第4号トの欠格要件に該当することが判明した。 このことにより、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
3	有限会社翔進 代表取締役 横山 昌一	長野県松本市大字島内1569番地の1	産業廃棄物収集運搬業 (第2008239071号)	許可取消	R7. 6. 10	被処分者は、令和7年5月7日に長野地方裁判所松本支部において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口の欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
4	株式会社巳代志 代表取締役 池田 智一	長野県須坂市大字小河原657番地1	産業廃棄物収集運搬業 (第2006193095号)	許可取消	R7. 6. 10	被処分者は、令和7年5月22日に長野地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口の欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	

令和7年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R8.3.30現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
5	株式会社巴工業 代表取締役 柳澤 昇	長野県須坂市大字米持547番地 13	産業廃棄物収集運搬業 (第2006135740号)	許可取消	R7. 7. 22	令和7年3月20日、法違反により、被処分者の役員の罰金刑が確定した。 このことにより、被処分者の役員が法第7条第5項第4号ニに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第2号該当による取消し）	法第14条の3の2	
6	サーライン株式会社 代表取締役 天白 正行	愛知県名古屋市中港区須成町二丁目41番地	産業廃棄物収集運搬業 (第2009141707号)	許可取消	R7. 8. 20	被処分者は、法第19条の5第1項第1号違反（措置命令違反）により、法第14条の3の2第1項第5号に該当するものとして、令和7年7月23日付けで一宮市長から産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の許可の取消処分を受けた。 このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第3号該当による取消し）	法第14条の3の2	
7	リンクス株式会社 代表取締役 望月 学	静岡県静岡市駿河区鎌田200番地 の11	産業廃棄物収集運搬業 (第2009213916号)	許可取消	R7. 9. 16	被処分者は、令和7年8月26日に静岡地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
8	株式会社ASUKA 代表取締役 櫛淵 将義	群馬県伊勢崎市西久保町二丁目1450番地	産業廃棄物収集運搬業 (第2009200129号)	許可取消	R7. 10. 30	被処分者は、令和7年10月10日に前橋地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	

令和7年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R8.3.30現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
9	株式会社クリエイト 代表取締役 羽生 ちどり	長野県駒ヶ根市赤穂16498番地 3	産業廃棄物処分業 (第2023068918号) 産業廃棄物収集運搬業 (第2003068918号)	許可取消	R7. 11. 13	被処分者は、長野県知事から令和7年3月24日付けで、駒ヶ根市赤穂地籍の農地に存する産業廃棄物（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず等の混合廃棄物。）を全量撤去するよう法第19条の5の規定に基づく「措置命令」を受けたにもかかわらず、設定された履行期限である令和7年7月31日までに全量撤去しなかった。 このことは、措置命令違反であり、法第14条の3の2第1項第5号に該当する。	法第14条の3の2	
10	株式会社エコ・ディ スタンス 代表取締役 杉澤 養康	群馬県前橋市富士見町石井 1659番地4	産業廃棄物収集運搬業 (第2009166200号)	許可取消	R7. 12. 16	被処分者の役員は、令和7年9月24日に群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた株式会社ジャパנקリーン（住所：宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号）の役員であるため、法第7条第5項第4号ホに該当する。 このことにより、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第3号該当による取消し）	法第14条の3の2	
11	株式会社ジャパנק リーン 代表取締役 杉澤 養康	宮城県仙台市青葉区中央三丁 目2番1号	産業廃棄物収集運搬業 (第2009009062号)	許可取消	R7. 12. 17	被処分者は、法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6で準用する場合を含む。）に該当したことにより、令和7年9月24日付けで群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。 このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	

令和7年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R8.3.30現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
12	日本化材株式会社 代表取締役 白鳥 剛	長野県岡谷市東銀座二丁目1 番24号	産業廃棄物収集運搬業 (第2012029516号) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (第2062029516号)	事業停止命令 全部停止60日 (R7.12.22～ R8.2.19)	R7.12.22	【理由①】 被処分者は、令和6年8月、10月及び12月に排出者2者から、産業廃棄物管理票の交付とともに産業廃棄物（廃塗料約3.7t）の引渡しを受けたにも関わらず、それらの産業廃棄物の収集運搬時に産業廃棄物処分業者へ産業廃棄物管理票を回付せず、また収集運搬後に排出者へその写しを送付しなかった。 このことは、法第12条の3第3項（産業廃棄物管理票送付・回付義務）に違反する。 【理由②】 被処分者は、過去5年間にわたり、同者の事業所において、排出者11者から引渡しを受けた産業廃棄物（汚泥等約77t）について、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業）に係る変更の届出を行うことなく積替え保管を行っていた。 このことは、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項（産業廃棄物処理業の届出義務）に違反する。	法第14条の3 法第14条の6	
13	黒澤 雄太	長野県下伊那郡喬木村289番地 3	産業廃棄物収集運搬業 (第2003146911号)	許可取消	R8.1.30	被処分者は、令和7年10月29日に長野地方裁判所飯田支部において懲役刑に処する判決を言い渡され、令和7年11月13日に刑が確定した。 このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
14	株式会社大東商事 代表取締役 王 偉東	長野県長野市青木島町大塚514 -4	産業廃棄物収集運搬業 (第2008188577号)	許可取消	R8.3.30	被処分者の役員は、令和6年5月27日に富山簡易裁判所において刑法の罪により罰金刑に処する判決を言い渡され、令和6年6月13日に刑が確定した。 このことにより、被処分者の役員が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当することから、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	